

議案第 85 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整備に関する条例の制定について

令和元年 9 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整備に関する条例

(前橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 前橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年前橋市条例  
第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「占める職員」の次に「及び法第 22 条の 2 第 1 項  
第 2 号に掲げる職員」を加える。

(前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 28 年前橋市条  
例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

6 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項から第 3 項  
までの規定の適用については、第 1 項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは  
「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第  
2 項前段中「3 年に満たない」とあるのは「前項の任期に満たない」と、「3 年  
を超えない範囲内」とあるのは「当該任期の範囲内」と、第 3 項後段中「3 年」  
とあるのは「第 1 項の任期の範囲」とする。

(前橋市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 前橋市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 28 年前橋市条例第 1  
9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 25 年法律第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え  
る。

第 3 条中「合計額」の次に「（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあつ  
ては、前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年前橋  
市条例第 号）第 18 条に規定する報酬の額）」を加える。

(前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年前橋市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第19条中「考慮して、市長が別に定める基準に従い、任命権者が」を「考慮し、別に条例で」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される前橋市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される前橋市職員の処遇等に関する条例(平成12年前橋市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例(平成13年前橋市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年前橋市条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名中「非常勤の職員」を「特別職の職員で非常勤のもの」に改める。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に、「非常勤の職員」を「特別職の職員で非常勤のもの」に改め、「除く」の次に「。以下「特別職の職員」という」を加える。

第1条の2を次のように改める。

(報酬)

第1条の2 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

第2条中「非常勤」を「特別職」に改め、「又は時給」及び「又は時間」を削る。

第3条及び第4条第1項から第3項までの規定中「非常勤」を「特別職」に改める。

第5条第1項中「非常勤」を「特別職」に改め、同条第2項中「別表第1に定める非常勤特別職(その他の非常勤特別職)」を「別表に定める特別職の職員(その他の特別職の職員)」に、「非常勤特別職及び非常勤一般職」を「特別職の職員」に改め、同条第3項を削る。

別表第1 その他の非常勤特別職の項中「非常勤特別職」を「特別職の職員」に改

め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

(前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び臨時に雇用される定数外の職員」を「(法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))並びに前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号)第8条に規定する任期付短時間勤務職員を除く。第24条において同じ。)」に改める。

第4条の3中「法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))」を「再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条中「(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。))」を削る。

(前橋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 前橋市職員の退職手当に関する条例(昭和31年前橋市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附則第11項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。